

館林市下水道事業ウォーターＰＰＰ業務委託
実施要領

令和８年７月

館林市都市建設部下水道課

目 次

1. 公募の概要	1
1-1. 公共施設等の管理者の名称	1
1-2. 担当部署	1
1-3. 実施要領等	1
2. 本業務の概要	2
2-1. 業務の名称	2
2-2. 業務の目的	2
2-3. 業務の基本方針	2
2-4. 本業務の対象施設	2
2-5. 業務範囲	3
2-6. 履行期間	4
2-7. 提案見積の上限額	5
2-8. 業務の費用負担	5
2-9. 委託料の支払	5
2-10. プロフィットシェア	5
2-11. リスク分担の考え方	5
2-12. 業務の実施状況のモニタリング	6
2-12-1. モニタリングの目的及び方針	6
2-12-2. モニタリングの実施時期及び概要	6
2-12-3. 要求水準等未達の場合における措置	6
2-13. 保険	6
2-14. 業務の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	6
2-14-1. 基本的な考え方	6
2-14-2. 本業務の継続が困難となった場合の措置	6
3. 事業者の募集及び選定に関する事項	8
3-1. 募集及び選定方法	8
3-2. 募集及び選定スケジュール	8
3-3. 応募者の参加資格要件	8
3-3-1. 応募者の構成	8
3-3-2. 応募企業又は応募グループに共通の参加資格要件	9
3-3-3. 業務実施企業に求める要件	9
3-3-4. 参加資格要件の確認基準日	12
3-4. 公募手続き等	12
3-4-1. 参加申込書等の受付	12
3-4-2. 現地見学会の実施	12
3-4-3. 資料及び図書等の閲覧	12
3-4-4. 実施要領等に関する意見及び質問の受付、回答の公表	13
3-4-5. 参加意思確認書の受付	13
3-4-6. 提案書類の提出	13
3-4-7. 参加資格喪失又は辞退の受付	14
3-5. 優先交渉権者の選定方法	14
3-5-1. 審査方法	14
3-5-2. 審査結果の公表	14
3-5-3. 優先交渉権者選定の取り消し	14
3-6. 優先交渉権者選定後の手続き	15
3-6-1. 優先交渉権者による準備行為	15
3-6-2. 契約の締結	15
4. その他	16
4-1. 実施に関して使用する言語及び通貨等	16
4-2. 著作権	16
4-3. 提出書類の取扱い	16
4-4. 市からの提示資料の取扱い	16
4-5. 情報提供	16

1. 公募の概要

1-1. 公共施設等の管理者の名称

館林市長

1-2. 担当部署

担 当：館林市都市建設部下水道課

住 所：群馬県館林市城町1番1号

電話番号：0276-49-5445（直通）

メー ル：gesuido@city.tatebayashi.gunma.jp

1-3. 実施要領等

本実施要領及びその添付書類は、以下の①から⑨までの書類（これらに補足資料、市のホームページへの掲載等により公表したこれらに関する意見及び質問に対する回答、その他これらに関して市が発出した書類を加えたものを、以下「実施要領等」という。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。

①から⑨までの書類は、審査に係る書類並びに本業務等の実施に係るその他の書類一式（以下「提案書類」と総称する。）を作成するに当たっての前提条件である。

- | | |
|------------------------|----------------|
| ① 館林市下水道事業ウォーターPPP業務委託 | 実施要領 |
| ② 館林市下水道事業ウォーターPPP業務委託 | 要求水準書(案) |
| ③ 館林市下水道事業ウォーターPPP業務委託 | 提出書類作成要領 |
| ④ 館林市下水道事業ウォーターPPP業務委託 | 優先交渉権者選定基準 |
| ⑤ 館林市下水道事業ウォーターPPP業務委託 | モニタリング基本計画書（案） |
| ⑥ 館林市下水道事業ウォーターPPP業務委託 | 業務委託契約書（概要案） |
| ⑦ リスク分担表 | |
| ⑧ 様式集 | |
| ⑨ 用語集 | |

なお、実施要領等と「館林市下水道事業ウォーターPPP業務委託 実施方針（令和8年4月公表。以下「実施方針」という。）」に相違のある場合は、実施要領等の規定内容を優先するものとする。

2. 本業務の概要

2-1. 業務の名称

館林市下水道事業ウォーターP P P 業務委託

2-2. 業務の目的

本業務は、館林市が実施する公共下水道事業、農業集落排水事業及び地域し尿処理事業に係る処理施設並びに管路施設（以下「下水道施設等」という。）の運転・維持管理に加え、下水道事業に係る各種計画策定等を含めた一連の業務を一体的に実施する「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）」（更新支援型）により、スケールメリットを最大限発揮させるものである。

一体的な実施により受託民間事業者（以下「事業者」という。）の創意工夫を促すとともに、経済原理に基づく経営手法を活かし、より効率的な事業運営等が実現できるよう、官民一体となって事業に取り組む体制を構築し、将来にわたり持続可能な事業運営を図ることを目的として実施する。

2-3. 業務の基本方針

本業務の実施方式は、ウォーターP P P の「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）」（更新支援型）を採用する。

市との契約に基づき本業務を実施する事業者は、本業務の実施に当たり、下水道法、その他関係法令等の規定に基づき誠実に業務を実施しなければならない。

2-4. 本業務の対象施設

本業務の対象となる施設は以下のとおりである。

公共施設の立地等に関する事項は、本実施要領の【別紙 1】及び【別紙 2】に示す。

なお、対象施設は「群馬県汚水処理計画」（令和 5 年 3 月策定）に位置付けのある公共下水道への統廃合や、汚水処理方法の見直し等により変更となる場合がある。

（1）管路施設

① 公共下水道事業	: (汚水) 234.3km、(雨水) 12.3km
② 特定公共下水道事業	: 6.2km
③ 農業集落排水事業（下早川田地区）	: 4.5km
④ 農業集落排水事業（木戸地区）	: 5.4km
⑤ 地域し尿処理事業	: 3.4km

（2）公共下水道施設

① 館林市水質管理センター	: 館林市堀工町 888 番地
② 館林市尾曳汚水中継ポンプ場	: 館林市尾曳町 29 番 29 号
③ 館林市高根汚水中継ポンプ場	: 館林市高根町 879 番地の 9
④ 館林市城沼雨水ポンプ場	: 館林市松原一丁目 22 番 1 号
⑤ 館林市多々良沼雨水ポンプ場	: 館林市日向町 1803 番地の 2
⑥ 旧館林市分福地域し尿処理施設（休止施設）	: 館林市分福町 847 番地の 43
⑦ 汚水マンホールポンプ場	: 8 箇所

（3）特定公共下水道施設

① 館林市近藤処理場	: 館林市苗木町 2447 番地の 90
② シアン圧送ポンプ室	: 館林市近藤町 674 番地

（4）農業集落排水処理施設

① 館林市下早川田地区農業集落排水処理施設	: 館林市下早川田町 527 番地
② 館林市木戸地区農業集落排水処理施設	: 館林市木戸町 321 番地の 1
③ 汚水マンホールポンプ場	: 4 箇所

(5) 地域し尿処理施設

① 館林市大島地域し尿処理施設

: 館林市大島町 528 番地の 1

2-5. 業務範囲

(1) 義務事業

本業務において義務事業とする対象業務は、表 1 に示すとおりである。

表 1 本業務の対象業務

業務分類	対象施設	区分	対象事業	対象業務
下水道施設等の管理業務	管路施設	汚水／雨水	公共下水道事業	巡視、調査、清掃、修繕
		汚水	特定公共下水道事業	巡視、調査、清掃、修繕
			農業集落排水事業	巡視、調査、清掃、修繕
			地域し尿処理事業	
	処理施設	汚水／雨水	公共下水道事業	運転操作及び監視、保守点検及び整備、水質分析関連、設備修繕、物品等管理調達、廃棄物管理、環境整備等
		汚水	特定公共下水道事業	運転操作及び監視、保守点検及び整備、水質分析関連、設備修繕、物品等管理調達、廃棄物管理、環境整備等
			農業集落排水事業	
			地域し尿処理事業	
コンサルタント業務	共通			事業計画、上下水道耐震化計画、ストックマネジメント実施方針、管路施設診断、ストックマネジメント計画、下水道事業経営戦略、不明水対策計画
危機管理	共通			危機管理マニュアル策定、災害・事故等の緊急事態への対応等
統括管理業務	共通			業務の一元管理、セルフモニタリング、維持管理情報の管理等

(2) 附帯事業

附帯事業とは、現状に捉われない新たな取り組みを導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、事業者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく、予備的審査の結果が義務事業の評価に影響を与えることはない。なお、履行期間中に提案することも可能とする。

市は、優先交渉権者として選定された事業者が提案した内容を踏まえて、附帯事業を採用する場合、対象業務と見なし、要求水準書に事業者の附帯事業実施義務を定めることとする。

(3) 任意事業

任意事業とは、本業務用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、事業者は、任意事業を提案することができるが、提案は必須ではなく、予備的審査の結果が義務事業の評価に影響を与えることはない。

また、履行期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。なお、提案した任意事業を新たに実施する場合においては、事前に市の承認を必要とする。

事業者は、関係法令を遵守し、事業対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本業務用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等は全て事業者の責めによるものとする。

任意事業等に係る事業者が所有する資産については、市の承認を得る段階で、原状復旧、事業者都合による撤去、市へ無償譲渡等、資産の処分方針の決定をする。

2-6. 履行期間

(1) 本業務の履行期間

本業務の履行期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとし、契約書及びその他関係書類（要求水準書及び提案書等）に従い業務を実施する。ただし、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までの期間は、引継ぎの期間（移行期間）とし、事業者は市又は市の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、業務引継ぎに要する費用は、原則、事業者が負担するものとする。

(2) 本業務の履行期間終了時の取扱い

ア 本業務に係る事業者が所有する資産等（任意事業を行う場合）

事業者は、事業者が所有する任意事業等に係る資産について、事前に決定した方針に基づき、市へ無償譲渡、原状復旧等の対応を行う。

本業務の実施のために、事業者が本業務施設内に所有する資産（市へ無償譲渡又は市の指定する者が買い取る資産を除く。）については、全て事業者の責任において処分しなければならない。

本業務の施設については、本業務終了日に事業者は、原則として自らの費用負担により原状に復して市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。

イ 業務の引継ぎ

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは、原則として本業務の履行期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本業務が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、業務終了の2～3年前頃には、次期業務の検討及び準備等を始める予定のため、事業者は業務情報の提供等、市に協力すること。

2-7. 提案見積の上限額

本業務に係る提案見積の上限額は、業務ごとに表2のとおりとする。

表2 提案見積の上限額

業 務 区 分		提案上限額（円：税込）
義務事業	統括管理業務	121,220,000
	管路施設維持管理業務	293,370,000
	処理施設維持管理業務	4,144,580,000
	コンサルタント業務	327,360,000
履行期間合計		4,886,530,000

2-8. 業務の費用負担

市は、以下のとおり本業務の実施に要する費用を負担する。その負担予定額等の詳細は市と優先交渉権者との協議の上、契約書に定めるものとする。

（1）義務事業及び附帯事業

市は、表1に示す義務事業に係る業務の実施に要する費用を負担する。なお、その負担予定額等の詳細は市と選定事業者との協議の上、契約書に定める。

（2）任意事業

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。

なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理に当たっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

2-9. 委託料の支払

今後公表する「委託料の支払方法（仮称）」において示す。

2-10. プロフィットシェア

本業務は、業務開始後もライフサイクルコスト削減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

履行期間中において、事業者からの新技術等の導入提案により運転・維持管理費等に関する費用削減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、費用削減分を市と事業者がシェアする。コスト削減分のシェア額やシェアの手法については、市と事業者が協議し、双方が合意の上、契約書に定める。

なお、リスク分担表に記載されている内容に起因する業務に要する費用の増減が発生した場合については、プロフィットシェアの対象外とする。

2-11. リスク分担の考え方

本業務におけるリスク負担の考え方は、市と事業者が対象業務の範囲において、各々が担う業務について適正にリスクを負担することにより責任の所在を明確にし、より質の高いサービスの提供を目指すものである。

本業務で想定されるリスクの分担については「リスク分担表」によるものとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。なお、市及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行うものとする。

2-1 2. 業務の実施状況のモニタリング

2-1 2-1. モニタリングの目的及び方針

市は、事業者が実施する業務が要求水準等を満たしているかを確認するため、実施状況のモニタリングを行う。モニタリングの具体的な方法及び内容等については、「モニタリング基本計画書（案）」において定める。

2-1 2-2. モニタリングの実施時期及び概要

（１）コンサルタント業務

事業者は、計画の内容について適宜、市と協議を行うとともに完了時に図書を提出し、市の完了検査を受ける。

（２）各施設の業務

事業者は、定期的に業務の実施状況の報告を行う。

（３）中間総合評価

第Ⅰ期履行期間終了時において、市及び事業者の立ち会いのもと、中間総合評価を行う。

2-1 2-3. 要求水準等未達の場合における措置

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、市は、事業者には是正措置を求めるものとする。是正措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除等の措置を講ずるものとする。なお、要求水準等の未達に該当する事象の認定基準については、「モニタリング基本計画書（案）」に示す。

2-1 3. 保険

事業者は、履行期間中、自己の費用により、第三者賠償保険、その他必要な保険を付保するものとする。なお、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については市の確認を得るものとする。

2-1 4. 業務の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

2-1 4-1. 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、契約書において、想定される業務の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2-1 4-2. 本業務の継続が困難となった場合の措置

本業務の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに以下の措置をとることとする。

（１）事業者の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが、契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は契約書の定めに従い、事業者には是正要求を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に是正を行うことができなかったときは、市は契約を解除することができるものとする。なお、その他の対応方法については、契約書において定める。
- イ 事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は契約を解除することができるものとする。
- ウ 上記ア、イの規定により、市が契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合

- ア 事業者は、契約書の定めに従い、契約を解除することができるものとする。
- イ 上記アの規定により事業者が契約を解除した場合、市は事業者に生じた損害を賠償する。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本業務の継続が困難となった場合

- ア 不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、市及び事業者は、業務継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、契約を解除することができる。
- イ 上記アの規定により契約を解除した場合、市及び事業者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償を行わない。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3-1. 募集及び選定方法

本業務を実施する事業者の募集及び選定は、事業者となる民間事業者に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めるため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

3-2. 募集及び選定スケジュール

実施要領等の公表後のスケジュールは、表3のとおりである。

なお、本スケジュールは現時点の予定であり、今後の状況等により変更となる場合がある。

表3 スケジュール（予定）

時期	内容
令和8年7月1日～31日	公募（実施要領等の公表）の公告期間
令和8年7月1日～31日	プロポーザル参加申込書等の受付
令和8年8月7日	参加資格確認結果の通知
令和8年8月17日～19日	現地見学会の実施、資料及び図書等の閲覧
令和8年8月20日～25日	実施要領等に関する意見及び質問受付
令和8年9月1日	実施要領等に関する意見及び質問に対する回答
令和8年9月2日～8日	参加意思確認書の受付
令和8年11月2日～6日	提案書等の受付
令和8年11月25日	提案書等の評価（プレゼンテーション・ヒアリングの実施）
令和8年12月上旬	審査結果の通知
令和8年12月上旬 ～令和9年1月中旬	契約協議・締結
契約締結後～令和9年3月31日	引継ぎ期間
令和9年4月1日	委託業務開始
令和19年3月31日	契約終了

3-3. 応募者の参加資格要件

3-3-1. 応募者の構成

- ① 応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業数の上限は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。
- ② 応募グループは、運転・維持管理業務、コンサルタント業務等を担う企業から構成されるグループとし、応募グループを構成する企業の中から応募グループの代表企業を定め、代表企業が応募参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。また、参加申込書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。
- ③ 応募グループの場合、共同企業体（以下「JV」という。）の設立を求める。また、原則、各業務をまとめる統括遂行責任者（各業務の責任者との兼務可）を代表企業から選任させるものとする。
- ④ 参加申込書の提出後、応募グループを構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、変更を認めるものとする。
- ⑤ 応募グループを構成する企業は、他の応募参加者の構成企業になることはできない。

3-3-2. 応募企業又は応募グループに共通の参加資格要件

次の事項を全て満たしていること。

- ① プロポーザル方式により契約しようとする業種において、館林市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者であること。
- ③ 公募の日から候補者を特定するまでの間において、館林市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 19 年館林市告示第 93 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- ⑤ 館林市暴力団排除条例（平成 24 年館林市条例第 18 号）に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑥ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ⑦ 国、都道府県及び市区町村税を滞納していないこと。
- ⑧ 市が発注した本業務のアドバイザー業務を受託した者（日本水工設計株式会社）と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。なお、「資本面において関連のある者」とは、「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）第 309 条による議決権を行使することができる、当該企業の発行済株式総数 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

3-3-3. 業務実施企業に求める要件

各業務を担当する企業は、表 4 及び表 5 に掲げる要件を満たす必要がある。

表 4 業務実施企業に求める要件

業務分類	対象施設	企業に求める要件	配置技術者に求める要件
10 下水道施設等の管理業務	管路施設	以下に掲げる要件を全て満たすこと。 (1) 館林市の令和 8 年度役務等の提供（清掃、検査・分析・調査の全て）に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。 (2) 平成 28 年度以降に、公共機関が発注した公共下水道管路施設における巡視、点検、調査、修繕及び清掃に関する全ての業務の受注実績を有すること。 なお、点検、調査及び修繕に関する業務の実績は元請受注実績とする。	以下に掲げる業務主任技術者を配置できること。 ・公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者。
	処理施設	以下に掲げる要件を全て満たすこと。 (1) 館林市の令和 8 年度役務等の提供（清掃、保守管理及び検査・分析・調査の全て）に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。 (2) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）第 2 条第 1 項の規定により、国土交通省の下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録している者であること。 (3) 平成 28 年度以降に、公共機関が発注した以下に示した双方の運転・維持管理業務に関し、元請受注実績をそれぞれ 5 年以上有すること。 ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 6 号に規定する分流水式の終末処理場において、標準活性汚泥法による処理方式で、現有処理能力が 23,000 m³/日以上以上の施設におけるレベル 2.5 以上の包括的な運転・維持管理業務 ・農業集落排水処理施設又は地域し尿処理施設（コミュニティプラント）における現有処理能力が 300 m³/日以上以上の施設における運転・維持管理業務	以下に掲げる要件を全て満たす業務主任技術者を常駐かつ専任で配置できること。 (1) 下水道法第 22 条第 2 項に規定する資格を有し、下水道処理施設維持管理業務実務経験（保守点検及び運転操作・監視等の業務）を 3 年以上有する者。 (2) プロポーザル参加申込書の提出日までに国内において、公共機関が発注した下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場の水処理施設に関し、業務総括責任者又は業務副総括責任者（業務総括責任者を補佐し、代行する能力を有する者）として実績を有すること。

表 5 業務実施企業に求める要件

業務分類	対象施設	企業に求める要件	配置技術者に求める要件
コンサルタント業務	共通	以下に掲げる要件を全て満たすこと。 (1) 館林市の令和 8 年度土木関係建設コンサルタント（下水道部門）に係る競争入札資格の認定を受けていること。 (2) 平成 28 年度以降に、公共機関が発注した公共下水道施設におけるストックマネジメント計画策定（変更含む）業務及び経営戦略策定業務に関し、元請受注実績を有すること。	以下に掲げる資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。 なお、管理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。 ・総合技術監理部門（上下水道一下水道）又は上下水道部門（下水道）の技術士の資格を有する者。
危機管理	共通	—	—
統括管理業務	共通	—	以下に掲げる資格を有する統括遂行責任者を配置できること。 ・総合技術監理部門（上下水道一下水道）又は上下水道部門（下水道）の技術士の資格を有する者。

※全ての業務において、下水道及び下水道管路施設に関する基礎的な知識並びに調査業務における専門的な技術及び技能を有し、成果内容について適切に報告を行う能力を備えたものを配置すること。

※全ての業務に配置する技術者は、参加資格確認書類の提出があった日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

※配置技術者について専任・常駐は求めない（下水処理場業務主任技術者は除く。）ものとする。

※統括遂行責任者、各業務主任技術者及びコンサルタント業務の管理技術者については、兼務を認めるものとする。

3-3-4. 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、プロポーザル参加申込書等の必要書類を受理した日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。

3-4. 公募手続き等

3-4-1. 参加申込書等の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加申込書及び必要書類を提出し、参加資格の審査を受けること。なお、所定の期限までに当該書類を提出しなかった者又は参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

① 受付期間

令和8年7月1日（水曜日）午前9時から令和8年7月31日（金曜日）午後5時まで

② 申込方法

提出書類作成要領の「1-1 参加資格審査の提出書類」に記載された必要書類を作成し、持参又は郵送することとし、電送によるものは受け付けない。郵送で提出する場合は、提出期限の前日必着とする。また、PDF ファイル化したものを CD-R 又は DVD-R で併せて提出すること。

③ 提出先

1-2. 担当部署に申し込むこと。

④ 審査結果の通知

参加資格及び附帯事業・任意事業に係る審査結果は、応募企業又は代表企業に対して、審査結果通知予定日に通知する。

・審査結果通知予定日：令和8年8月7日（金曜日）

3-4-2. 現地見学会の実施

市は、現地見学会を開催する。申込方法等は、以下に示すとおりである。

① 受付期間

令和8年8月10日（月曜日）午前9時から令和8年8月12日（水曜日）午後5時まで

② 申込方法

現地見学会への参加を希望する者は、提出書類作成要領の「1-2 現地見学会参加の申込時」に記載された必要書類を作成の上、電子メールにて提出すること。

電子メールの表題は「【館林市ウォーターPPP】現地見学会申込について」とすること。

市が申込書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送信する。また、実施日時及び場所については、市が調整の上、後日電子メールにて通知する。

③ 申込先

1-2. 担当部署に申し込むこと。

3-4-3. 資料及び図書等の閲覧

市は、資料等閲覧の機会を設ける。申込方法等は、以下に示すとおりである。

① 受付期間

令和8年8月10日（月曜日）午前9時から令和8年8月12日（水曜日）午後5時まで

② 申込方法

資料等の閲覧を希望する者は、提出書類作成要領の「1-3 資料及び図書等の閲覧時」に記載された必要書類を作成の上、電子メールにて提出すること。電子メールの表題は「【館林市ウォーターPPP】資料及び図書等閲覧申込について」とすること。

市が申込書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送信する。また、実施日時及び場所については、市が調整の上、後日電子メールにて通知する。

③ 申込先

1-2. 担当部署に申し込むこと。

④ 補足

開示資料は、今後公表する「開示資料一覧（仮称）」において示す。

開示資料を追加した場合は、前項の手続きを行った者に対して、当該追加資料の閲覧を行うものとする。

3-4-4. 実施要領等に関する意見及び質問の受付、回答の公表

市は、実施要領等に関する意見及び質問を受け付け、回答を公表する。意見及び質問書の提出方法等は、以下に示すとおりである。

① 受付期間

令和8年8月20日（木曜日）午前9時から令和8年8月25日（火曜日）午後5時まで

② 提出方法

実施要領等に関して意見及び質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ提出書類作成要領の「1-4 意見及び質問の受付時」に記載された必要書類を作成の上、電子メールにて提出すること。提出メールの表題は「【館林市ウォーターPPP】意見及び質問書の提出について」と記載すること。

市が意見及び質問書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送信する。

③ 提出先

1-2. 担当部署に申し込むこと。

④ 質問等に対するヒアリング

提出された意見及び質問書のうち、市が必要と認める場合は、提出者に対して直接ヒアリング又は対話を実施する場合がある。

⑤ 回答の公表

実施要領等に関する意見及び質問のうち、市が必要と判断したもの及びその回答を、回答公表予定日に、市ホームページへの掲載の方法により公表する。

・回答公表予定日：令和8年9月1日（火曜日）

3-4-5. 参加意思確認書の受付

本プロポーザルへの参加資格が認められた者は、参加意思確認書を提出すること。

なお、所定の期限までに参加意思確認書を提出しなかった者は、本プロポーザルに参加することはできない。

① 受付期間

令和8年9月2日（水曜日）午前9時から令和8年9月8日（火曜日）午後5時まで

② 申込方法

提出書類作成要領の「1-5 参加意思確認書の提出書類」に記載された必要書類を作成し、持参又は郵送で提出することとし、電送によるものは受け付けない。郵送で提出する場合は、提出期限の前日必着とする。

③ 提出先

1-2. 担当部署に申し込むこと。

3-4-6. 提案書類の提出

本プロポーザルの参加資格を有し、参加の意思を示した者は、提出書類作成要領及び様式集に定めるところにより、提案書類を提出すること。受付期間及び提出方法は、以下に示すとおりである。

なお、提案書提出後、評価委員会において提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行うことを予定している。具体的なプレゼンテーション及びヒアリングの実施方法等、詳細については提案書類提出者に別途通知する。

① 受付期間

令和8年11月2日（月曜日）午前9時から令和8年11月6日（金曜日）午後5時まで

② 提出方法

提出書類作成要領の「1-6 提案審査の提出書類」に記載された必要書類を作成し、持参又は郵送で提出することとし、電送によるものは受け付けない。郵送で提出する場合は、提出期限の前日必着とする。また、提案書については、PDF ファイル化したものとともにオリジナルデータについても CD-R 又は DVD-R で提出すること。

③ 提出先

1-2. 担当部署に提出すること。

3-4-7. 参加資格喪失又は辞退の受付

参加資格が認められた後に参加資格要件を満たさなくなった場合、又は本プロポーザルへの参加意思確認書を提出した後（本業務への参加を表した後）に辞退を希望する者は、参加資格喪失等届出書又は参加辞退届出書を提出すること。

① 受付期間

令和 8 年 9 月 9 日（水曜日）午前 9 時から令和 8 年 10 月 30 日（金曜日）午後 5 時まで

② 申込方法

提出書類作成要領の「1-7 参加資格喪失又は参加辞退時の提出書類」に記載された必要書類を作成し、持参又は郵送で提出することとし、電送によるものは受け付けない。郵送で提出する場合は、提出期限の前日必着とする。

③ 提出先

1-2. 担当部署に申し込むこと。

3-5. 優先交渉権者の選定方法

3-5-1. 審査方法

評価委員会において、優先交渉権者選定基準に基づくプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、提案内容の審査を行う。市は、評価委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

3-5-2. 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の決定後、速やかに提案者全員に対して評価結果通知書により評価結果を通知するとともに、市のホームページへの掲載により公表する。

なお、非選定者は、評価結果通知の到着から 7 日以内に限り、審査結果について書面により説明を求めることができる。ただし、審査内容及び他の者に関する説明は行わないものとする。

① 申込方法

提出書類作成要領の「1-8 審査結果の説明請求時」に記載された必要書類を作成し、持参又は郵送で提出することとし、電送によるものは受け付けない。郵送で提出する場合は、提出期限の前日必着とする。

② 提出先

1-2. 担当部署に申し込むこと。

3-5-3. 優先交渉権者選定の取り消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も本業務を実施することが適当でないと市が判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、公募を取り消すことがある。

3-6. 優先交渉権者選定後の手続き

3-6-1. 優先交渉権者による準備行為

優先交渉権者は、契約締結の準備と並行して、業務開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、市と業務内容、金額及び支払方法等について協議を行うことができる。

3-6-2. 契約の締結

市と事業者は、契約書（案）の内容に従い、速やかに契約を締結する。

4. その他

4-1. 実施に関して使用する言語及び通貨等

(1) 実施に関して使用する言語及び通貨

本業務等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は日本円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）、時刻は日本標準時とする。

(2) 応募書類の作成等に係る費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

(3) 債務負担行為に係る契約手続きの延期又は未締結

本業務委託の執行に係る債務負担行為は、令和8年9月に議決する予定であるが、議決されなかった場合、又は予算の該当金額に減額等が生じた場合は、本業務委託の契約手続きを延期又は契約を締結しないことがある。

4-2. 著作権

実施要領等に基づき提出された書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、市は業務の範囲において公表する場合、その他必要と認める場合には、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で利用できるものとする。

4-3. 提出書類の取扱い

提出後の書類については、原則として変更、追加及び再提出は認めない。また、提出された書類は理由の如何を問わず返却しないものとする。

技術提案内容に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、材料、施工方法を使用する場合、これらを使用した結果生じる一切の責任は、応募者が負うものとする。

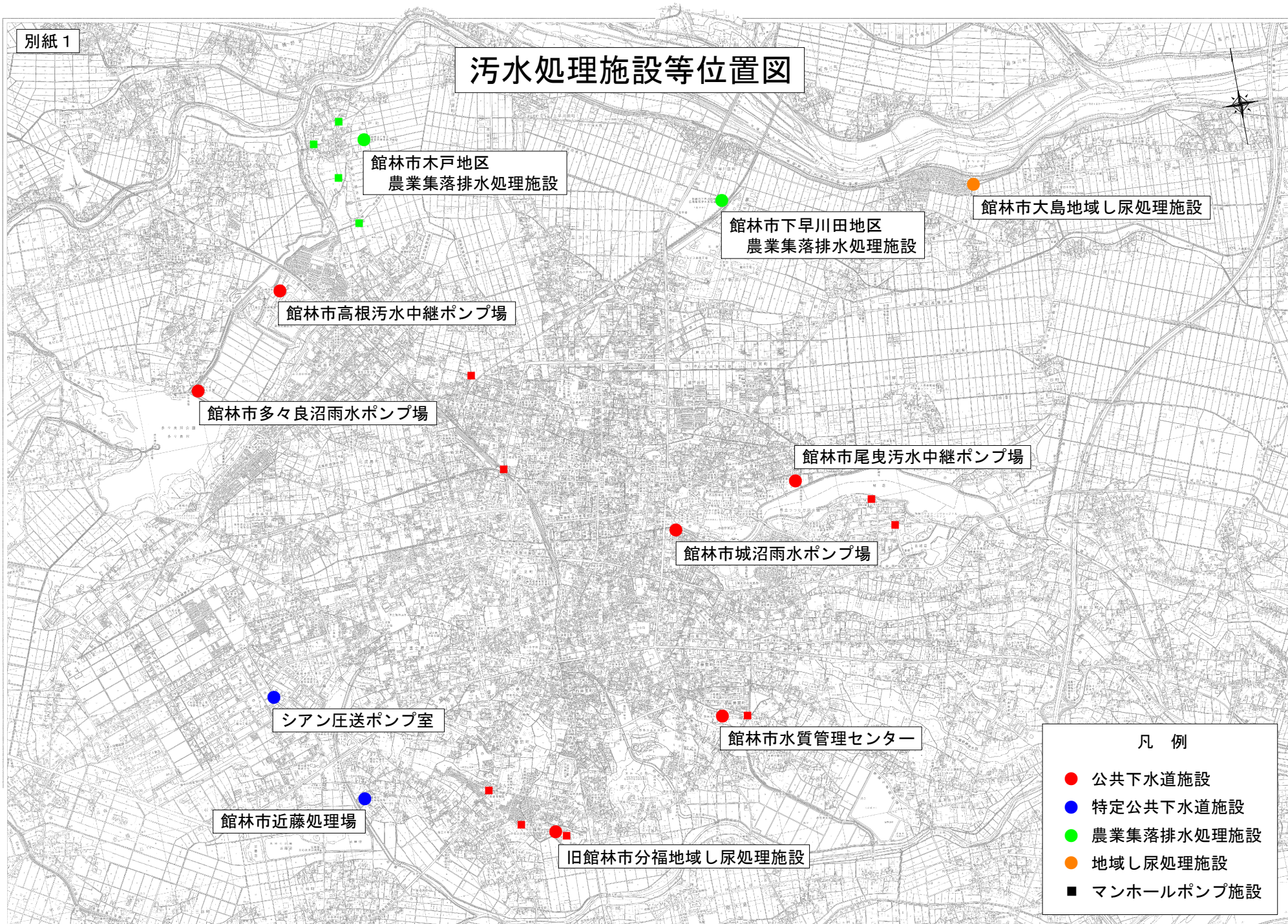
4-4. 市からの提示資料の取扱い

市が提示等する資料は、プロポーザルに係る検討以外の目的で使用してはならない。また、提示等する資料は技術提案書提出と同時に返却し、撮影又は複写したものについては適切な方法で速やかに破棄するものとする。

4-5. 情報提供

本業務に関する情報提供は、館林市ホームページを通じて適宜行う。

汚水処理施設等位置図



館林市公共下水道事業計画区域図

全体計画 約1,490ha
事業計画 約1,166ha
(令和7年度末現在)

木戸地区（農集排）

下早川田地区（農集排）

大島地区（地域し尿）

館林処理区（公共下水道）

近藤処理区
(特定公共下水道)

分福地区（旧地域）尿管

凡 例	
	行政区域境界
	全体計画区域
	市街化区域
	事業計画区域
	公共下水道区域
	特定公共下水道区
	農業集落排水区域
	地域し尿区域
	地 区 界
	流入区域
	幹線管(既設)
	幹線管(全体計画)
	幹線管(事業計画)
	マンホールポンプ
	中継ポンプ場
	線変処理場